

(別紙)

諮問番号：令和7年諮問第1号

答申番号：令和7年答申第3号

答申書

第1 京都府行政不服審査会（以下「審査会」という。）の結論

本件諮問に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、○福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護を受けていた審査請求人に対してなした法第26条の規定による令和5年9月27日付け費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に不服があるとして、本件処分の取消しを求めるものである。

第3 審査請求に至る経過等

- 1 平成27年9月4日、審査請求人は、処分庁に対し、法に基づく保護を申請し、処分庁は、同日付けで審査請求人の保護を開始した。
- 2 令和5年8月23日、処分庁は、警察署から、同月22日付けで審査請求人を逮捕したとの連絡を受けた。
同日、処分庁は、上記逮捕を理由として、審査請求人への保護費の支払い方法を口座振り込みから窓口払いに変更した。
- 3 令和5年9月11日、処分庁は、電話にて審査請求人から、同日付けで釈放されたことを聴取した。
- 4 令和5年9月12日、処分庁は、来所した審査請求人から、生活保護の再開を求める保護変更申請書を受理した。
- 5 令和5年9月14日、処分庁は、審査請求人へ保護費の応急支払いを行うとともに、審査請求人が勾留により保護を要しなくなっていたことを理由として、同年8月23日を実施日とした保護停止する本件処分を決定し、また、同年9月11日を実施日として保護再開とする処分を決定し、後日、審査請求人に対し、本件処分等に係る生活保護決定通知書を交付した。
- 6 審査請求人は、令和5年10月17日、審査庁に対し、本件処分の取消しを求める審査請求を提起した。

第4 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、次のとおり、本件処分に不服があるというものである。

脅迫の容疑にて逮捕され不当に20日間留置された。その後、令和5年9月11日に無罪にて釈放となったが、9月分の保護費が0円になっていた。

処分庁に、これでは生活できないと伝えたと、同月14日に68,774円の支給を受けた。しかし、家賃・その他光熱費を払うと手元には3,000円しか残らなかった。せめて障害者の手当などは受け取れないか。

処分庁の弁明書には、警察署から審査請求人が逮捕されたと連絡を受けたとあるが、警察署長に確認したところ、そういう連絡は一切していないとのことだった。また、処分庁の担当ケースワーカーに同様の確認をしたところ、何も聞いていないと答えた。

入院しても保護費は引かれないのに、逮捕されたら保護費が貰えなくなるのか。生活困窮になっていることが分からないのか。同月、審査請求人は10万円の借金をすることになり、未だに返済に窮している。

もう一度、きっちり審査して同月分の支払いがなされるよう求めるため、本件処分の取消しを求める。

2 処分庁の主張

処分庁の主張は、次のとおり、本件処分は適法かつ適正に行われたものであるから、本件審査請求を棄却するとの裁決を求めるというものである。

処分庁は、警察署から、審査請求人を勾留した旨の連絡を受けたことから、法第26条、「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日付け社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第10の12の答1の(2)及び「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡。以下「問答集」という。）問7の15（答）に基づき、本件処分を行っており、処分は適法かつ適正に行われたものである。

よって、本件審査請求を棄却するとの裁決を求める。

第5 法令の規定について

- (1) 法第4条第1項は、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と規定している。
- (2) 法第26条は、「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定し、書面をもつて、これを被保護者に通知しなければならない。」と規定している。
- (3) 保護を停止すべき場合として、課長通知問第10の12の答1の(2)において、「当該世帯における定期収入の恒常的な増加、最低生活費の恒常的な減少等により、一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」とされている。
- (4) また、問答集問7の15の答において、「被保護者が被疑者等として警察署に留置、拘束された場合は刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要ない」とされている。

第6 審理員意見書及び諮問の要旨

1 審理員意見書の要旨

(1) 本件審査請求には、理由がないから、棄却されるべきである。

(2) 理由

ア 本件は、処分庁が審査請求人に対し勾留により保護を要しなくなったことを理由として行った本件処分が、法令の規定等に照らし、適切であったかどうかについて、争われているものである。

この点について、処分庁は、法令の規定及び関係通知に基づき、審査請求人が逮捕され警察署に勾留されたことから本件処分を行ったものであると主張するものであるから、これら本件処分に係る処分庁の裁量判断に合理性を欠くところがあったかどうかについて検討する。

イ 法第26条は、保護の停止及び廃止について「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定」する旨を規定していることから、まず、本件処分について、審査請求人の状態が「保護を必要としなくなったとき」に該当するとした処分庁の判断が妥当であったかどうかを検討する。

ウ 保護を停止すべき場合については、課長通知問第10の12の答1の(2)において、「一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」とされていることから、保護の停止処分を行うに当たっては、審査請求人の状態が「保護を要しなくなったと認められ」、かつ、「その状態が今後継続することについて、なお確実性を欠く」ものであることが必要と考えられる。

この点について、審査請求人は、警察署に勾留されたことによって、その期間中の衣食住については、問答集問7の15の答のとおり、「刑事行政の一環として措置されるべきものである」ことから、法による「保護を要しなくなった」と認められる。

一方で、本件処分の実施日時点においては、処分庁は、審査請求人が逮捕された旨の連絡を警察署から受けたのみであり、審査請求人が警察署・刑事施設に拘束される期間の見込みを確認する術もなかったであろうことに鑑みれば、拘束期間がどの程度継続するのか「確実性を欠く」ものであったと考えられる。

よって、処分庁が本件処分の実施日時点においては、審査請求人の状態は「一応保護を要しなくなったと認められるがその状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要がある」ものであったと考えられることから、処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

2 審査庁による諮問の要旨

(1) 諮問の要旨

審査庁は、審理員意見書の結論と同様に、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきであると考えてるので、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第43条

第1項の規定により、審査会に諮問する。

(2) (1)の判断をしようとする理由

1の(2)に同じ。

第7 調査審議の経過

1 本件審査請求を取り扱う審査会の部会

第1部会

2 調査審議の経過

調査審議の経過は、次のとおりである。

令和7年1月17日 審査庁が審査会に諮問

令和7年2月4日 第1回調査審議（第1部会）

令和7年3月6日 第2回調査審議（ 〃 ）

令和7年3月7日 答申

第8 審査会の判断の理由

1 本件処分の争点及び争点の検討

本件処分の争点は、審査請求人が警察により勾留されていた期間について保護を停止した本件処分が違法又は不当と認められるかであるから以下検討する。

法第26条は、保護の停止及び廃止について「保護の実施機関は、被保護者が保護を必要としなくなったときは、速やかに、保護の停止又は廃止を決定」する旨規定している。

本件において、審査請求人が警察署に勾留された期間中の最低生活費については、問答集問7の15の答のとおり、「刑事行政の一環として措置されるべきものであることから最低生活費の計上は必要な」く、生活扶助（障害者加算を含む。）について法による「保護を必要としなくなった」ものと認められ、また、勾留による「保護を要しな」い期間の継続については、審査請求人が勾留された時点においては、その状態がいつまで継続するかは見通せず、課長通知問第10の12の答1の(2)の「その状態が今後継続することについて、なお確実性を欠くため、若干期間その世帯の生活状況の経過を観察する必要があるとき。」に当たるため、法第26条に基づき保護を停止すべき場合に当たるものであり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

2 判断

以上から、処分庁の判断について違法又は不当な点はなく、審査請求人の主張には理由がない。

3 結論

以上の理由から、第1の審査会の結論のとおり判断するものである。

京都府行政不服審査会第1部会

委員（部会長） 北 村 和 生

委員 岩 崎 文 子

委員 岡 川 芙 巳